

福島市役所新しい西棟建設 市民懇談会

【第 6 回会議】

と き 令和 2 年 6 月 1 9 日 (金)

ところ 福島市役所東棟 4 階 庁議室

目次

1. 『新しい西棟』基本計画策定に向けた諸元	3
(1) 新庁舎の基本理念と基本方針	3
(2) 風格ある県都を目指すまちづくり構想 における新しい西棟の位置付け	4
(3) 新しい西棟の目指す姿	5
(4) 新しい西棟の各機能に関する諸元	
1 市民交流機能（市民交流施設）に関する諸元	6
2 防災機能に関する諸元	12
3 議会機能に関する諸元	18
4 行政機能に関する諸元	23
(5) 新しい西棟の整備イメージ	
1 新しい西棟の規模（面積・フロア等）	28
2 新しい西棟の機能・規模イメージ	29
2. 今後の予定	30

1. 『新しい西棟』基本計画策定に向けた諸元

(1) 新庁舎の基本理念と基本方針 「福島市新庁舎基本構想（平成13年度）」より

基本理念 「市民、街なか、広域に開かれた 市役所づくり」

基本方針

- i 市民参加・市民交流の促進
- ii 21世紀の行政事務の実現（市民サービスの高度化）
- iii 安全・安心の拠点づくり
- iv ユニバーサルデザインと環境共生への取り組み
- v 街なかにふさわしい生活環境の回復と創造
- vi 広域連携の拠点づくり

(2) 風格ある県都を目指すまちづくり構想における新しい西棟の位置付け

《統合・複合化による市役所本庁舎西棟の整備》

公共施設の質と量の最適化や防災機能の強化を図る観点から、市役所本庁舎西棟の市民交流機能に、市民会館の機能（近隣利用者向け会議室機能など）と、敬老センターの機能、そして中央学習センター機能との統合・複合化について検討する。

今後は、『新しい西棟』として調査検討を進め、早期の完成を目指す。

(3) 新しい西棟の目指す姿

新しい西棟は、「風格ある県都を目指すまちづくり構想」に基づき、公共施設等総合管理計画の基本方針であるライフサイクルコストの縮減に努めながら、市民会館・敬老センター・中央学習センターの機能を統合・複合化した「市民交流機能」、市民の代表としての「議会機能」、さらには市民の安全・安心のための「防災機能」を備える『複合市民施設』として、市民に身近で、より一層愛着をもって、多くに皆様に利用される施設となるよう整備を図る。

新しい西棟 = 『複合市民施設』

市民交流機能

防災機能

議会機能

行政機能の一部
(市民兼用会議室機能)

(4) 新しい西棟の各機能に関する諸元

1 市民交流機能（市民交流施設）に関する諸元

① 複合化する機能

- i 市民会館の会議室機能の一部
- ii 敬老センターの機能
- iii 中央学習センターの機能
- iv 前計画(*)で予定されていた「市民利用施設」の機能

(*)前計画については、P.29の<参考>を参照

(4) 新しい西棟の各機能に関する諸元

② 施設に求められる役割

- i 市民の交流拠点としての役割
- ii 中央地区のコミュニティ拠点としての役割
- iii 災害時の避難場所・避難所としての役割
- iv 共生社会実現のための役割
- v 施設利用者の利便性を高める役割

③ 施設のコンセプト

市民交流の拠点となる多機能型の施設

(4) 新しい西棟の各機能に関する諸元

④ 市民交流施設に必要な機能の概要（基本的な整備方針）

必要な機能	機能の概要	機能の規模
i 会議室機能	<ul style="list-style-type: none"> ◇中・小規模の部屋を設置（100～25㎡程度、小規模の部屋の重点的な配置を想定）。 ◇調理実習室を設置、会議室として兼用できるような仕様とする。 ◇一部の部屋を防音の仕様とし、音楽やダンスなどに利用できる部屋とする。 	680㎡程度
ii ホール機能	<ul style="list-style-type: none"> ◇可動間仕切等の設置により、大～中規模の部屋としても利用できるようにする。 ◇可動式のステージを設置できるようにし、利用の自由度を高める。 	385㎡程度
iii 和室機能	<ul style="list-style-type: none"> ◇管理コスト、メンテナンス等を考慮し、クッション等々の仕様も検討。 ◇可動間仕切等の設置により、中～小規模の部屋としても利用できるようにする。 ◇茶道等の利用については、同様の機能を持つ近隣他施設で代用。 	80㎡程度
iv 軽食・カフェ・売店等、施設利用者の利便性向上のための機能	<ul style="list-style-type: none"> ◇施設利用者の利便性の向上のための軽食・カフェ・売店等の設置を検討 ◇具体的な形態・運営等については、今後検討。 	200㎡程度
v 共生社会実現に向けたスペース	<ul style="list-style-type: none"> ◇障がい者への理解が深まるようなスペースの設置（展示や物販など）。 ◇障がいのある人とない人が一緒に利用し、交流できるようなスペースの設置。 	

(4) 新しい西棟の各機能に関する諸元

④ 市民交流施設に必要な機能の概要（基本的な整備方針）

必要な機能	機能の概要	機能の規模
vi 託児等も想定した子育てに関するスペース	<ul style="list-style-type: none"> ◇西棟だけでなく東棟を利用(行政手続きなど)する方を対象とした、託児スペースの設置。 ◇運営方法や運営主体などの詳細については、今後検討。 	45㎡程度
vii 様々な市民が広く交流できるオープンスペース・市民談話スペース等を含めた共用部分	<ul style="list-style-type: none"> ◇様々な市民が広く交流できるオープンスペース・談話スペースを設けることにより、利用しやすく居心地の良い施設を目指すとともに、中央地区住民のコミュニケーションの場としても活用。 ◇ivの軽食・加I・売店等や、vの共生社会実現スペースとの相互利用も含めて検討。 ◇そのほか、廊下や階段、トイレ、機械室、エントランスなど、建物に必要とされる共用部分。 	(共用部分に含む)
viii 市民交流施設の管理・運営等に係る事務室のスペース	<ul style="list-style-type: none"> ◇市民交流施設の運営等については、今後検討。 ◇印刷室等についても、当面積に含む。 	110㎡程度

※それぞれの機能別の面積については、設計の段階で調整する可能性がある。

(4) 新しい西棟の各機能に関する諸元

⑤ 市民交流施設の全体規模

市民交流施設の面積合計（共用部分を除く）	1,500㎡程度
----------------------	----------



共用部分を含めた市民交流施設全体の規模	新しい西棟の2フロア分
---------------------	-------------

<参考> 前計画の1フロア面積は、1,600～1,800㎡程度（うち4割程度は共用部分）

(4) 新しい西棟の各機能に関する諸元

⑥ 新しい西棟の駐車場について

◇市民交流施設利用者の台数予測 105 台

$$\left(\begin{array}{ccccccc} 675\text{人} & \times & 40.6\% & \times & 38.5\% & \div & 105\text{台} \\ \text{想定定員} & & \text{定員に対する平均利用率} & & \text{来館者における車利用率} & & \text{想定利用台数} \\ \text{(最大利用者数)} & & \text{(市民会館・中央学習C)} & & \text{(市民会館・中央学習C)} & & \end{array} \right)$$

西街区(新しい西棟敷地)へ整備すべき駐車台数 **193台**
(想定利用台数105台 + 現西街区駐車台数88台 = 193台)

本庁駐車場(東棟・西棟および周辺)の総駐車台数 **約400台**
(想定利用台数105台 + 現在駐車可能台数296台 = 401台)

(4) 新しい西棟の各機能に関する諸元

2 防災機能に関する諸元

① 新しい西棟に必要な防災機能の概要（基本的な整備方針）

i 耐震計画について【見直し：変更】

前計画では、西棟は中層建築物であることから、地震時の建物の安全性、機能性を確保できる耐震構造としたが、東日本大震災の経験を踏まえるとともに、さらに新しい西棟は市民利用施設の統合・複合化により利用者の増加や、避難所として地震時の利用も見込まれることから、これを見直し、「免震構造」とする。

(4) 新しい西棟の各機能に関する諸元

ii 指定緊急避難場所・指定避難所について【見直し：変更】

指定緊急避難場所として、東棟（駐車場兼市民広場）および西棟（市民広場・駐車場・1階707）を計画していたが、現在の避難場所・避難所として指定されている中央学習センターおよび市民会館と統合・複合化を図ることから、新しい西棟を当該地区の「指定緊急避難場所」とすることに加え、新たに「指定避難所」とする。

<避難場所・避難所の指定後の規模（想定）>

地区名	施設名	指定緊急避難場所		指定避難所	
第二小学区域 (現在)	中央学習センター	753㎡	377人	468㎡	234人
	市民会館	—		288㎡	144人



地区名	施設名	指定緊急避難場所		指定避難所
第二小学区域 (指定後)	福島市役所 (新しい西棟)	西街区敷地 約9,700㎡ 〈市民広場、駐車場、西棟(市民利用施設)〉		西棟(市民利用施設)に1,190㎡程度を確保 (⇒ 2㎡/人×595人)

(4) 新しい西棟の各機能に関する諸元

iii 備蓄倉庫について【見直し：検討】

平成22年3月に国から「業務継続のための官庁施設の機能確保に関する指針」が示され、非常時優先業務を行うために必要な「活動支援空間における機能」として、簡易トイレや非常食等を備蓄する倉庫の確保が必要とされたことから、災害時における食料や、毛布、簡易トイレ等を備えるほか、救援物資の保管場所等として利用するための備蓄倉庫を設置する。なお、昨年の台風19号をはじめ近年の大規模災害の発生状況等に鑑み、設置場所については**新しい西棟の地下にこだわらず、あらためて検討することとする。**

iv 耐震性貯水槽について【見直し：追加】

新しい西棟敷地内（西街区）地下に、災害対策活動の拠点的役割を担うため、耐震性を備えた災害時給水貯水槽兼防火水槽を設置する。併せて、災害時における応急給水活動を円滑に行うため、新たに**給水車用給水栓（給水塔）**を設置する。

貯水量	災害時想定応急給水人数	周辺施設(市役所・福島競馬場、保健福祉センター等)を含めた合計貯水量
100m ³ (100トン)	3日間 80,000人	726m ³ (726,000ℓ) ※726,000ℓ ÷ 3ℓ (1人・日) ÷ 3日間 ≒ 8万人

(4) 新しい西棟の各機能に関する諸元

v 非常電源・給水設備について【見直し：追加】

災害等に伴う停電の際にも各設備（照明、消防設備、給排水等）へ給電し、庁舎機能を維持し、災害対策等業務を支障なく行えるよう、非常用自家発電装置（東棟・西棟共用）を設置する。（※東棟に整備済み）

また、環境負荷の低減や維持管理費の削減を図るとともに、災害時を含む新しい西棟の電力供給の一部をまかなうため、新たに**太陽光や水素エネルギー等再生可能エネルギーの発電装置及び蓄電池を設置する。**

非常用発電機	電力供給稼働時間	停電時における非常用電源の給電先（設備等）
地下タンク容量 25,000 ℓ（A重油） ※約7,000 ℓ 使用/日	3日間 (72時間)	○照明設備 （庁議室、危機管理室、中央監視室、サーバー室、執務室：平時の1/10、廊下1/3） ○消防設備（消火栓、スプリンクラー、排煙設備） ○空調設備（庁議室、危機管理室、中央監視室、サーバー室、10階電気室） ○執務室（赤色コンセントのみ給電） ○給排水設備（上水・井水・雨水揚水ポンプ） ○給湯設備

(4) 新しい西棟の各機能に関する諸元

vi 緊急援助物資等搬入トラック駐車場について

災害時における緊急援助物資等を円滑に搬入・搬出できるよう、備蓄倉庫設置場所に災害時搬入トラックの進入路および駐車場を確保する。

vii 防火水槽について

消防法施行令第27条の規定により、消防用水を中心とした水平距離100mの半径内に建築物をおおうことができるよう、防火貯水槽を設置する。

【※東棟屋外に整備済み 貯水量60m³ (60トン)】

(4) 新しい西棟の各機能に関する諸元

② 新しい西棟における防災機能一覧

防災機能	新しい西棟	※東棟
耐震計画	○免震構造	◇免震構造
指定緊急避難場所	○市民広場、駐車場、市民利用施設	◇市民広場(南側駐車場)
指定避難所	○市民利用施設 (1,190㎡程度)	—
備蓄倉庫	○設置場所等について検討	—
耐震性貯水槽	○飲料水兼用耐震性貯水槽 (100㎡) ○給水車用給水栓	—
非常電源・給水設備	○非常用発電機及び給水設備 (西棟・東棟兼用)	
	○再生可能エネルギー発電装置・蓄電池	—
緊急援助物資等 搬入トラック駐車場	○備蓄倉庫設置場所により検討	—
防火水槽	—	◇屋外地下 (60㎡)

(4) 新しい西棟の各機能に関する諸元

3 議会機能に関する諸元

① 前計画における議会機能

全体規模	面積（共用部分を除く）	構成（用途等）
3フロア (3～5階)	約2,300㎡	<ul style="list-style-type: none">○議場（報道席、傍聴席、ロビー含む）○全員協議会室、常任委員会室（4室）○議長室、副議長室、正副議長応接室○議員控室、応接室、図書室○議会事務局（局長室含む）、書庫・倉庫

(4) 新しい西棟の各機能に関する諸元

② 市議会（新庁舎西棟建設調査特別委員会）「新しい西棟の建設に関する提言」（令和2年3月25日）

《議会機能に関する諸元》

- i 前計画において将来人口30万人に到達した際の上限である46名とされている議員定数については、国立社会保障・人口問題研究所の推計手法に準拠すると、2040年には本市の人口が約22万6,000人まで減少すると推計されている社会変化などを見据え、**現在の35名を基本とした規模での施設整備とすることが妥当**である。
- ii 前計画にある**全員協議会室専用の施設整備は、議場や委員会室で全員協議会を開催することが可能な施設整備がなされれば不要**となり、コスト縮減等につなげることも検討可能である。
- iii 議場や委員会室の整備においては、本会議や委員会での利用を基本としつつ、**多用途な活用を可能にするなど自由度を高めた整備**をすることも、新しい西棟、さらには東棟を含めた庁舎全体による最適な施設の活用を進めていくうえで有効である一方、福島市議会は通年会期制度を導入しており、委員会室の市民への貸出しを行った場合、緊急会議の開催等により予約を急遽取消すこととなる場合が想定されるなど、**多用途な活用をする場合において、その運用方法には十分留意すべき**である。

(4) 新しい西棟の各機能に関する諸元

③ 市議会からの提言を受けての議会機能規模の再検討

i 現在の議員定数を基本とした施設整備

<起債基準に基づく議会機能の面積> ※議員1人あたり35.0㎡

議員定数46人から35人（△11人）に見直した場合

11人×35.0㎡ = 385㎡（縮小）

ii 全員協議会室を議場との兼用とした施設整備

<全員協議会室の面積>

現計画における面積 225㎡（縮小）

※ i および ii により、**合計610㎡程度を規模見直し（縮小）が可能**

前計画の議会機能面積(2,300㎡) - 縮小分(610㎡) = 1,690㎡ ≒ 約1,700㎡

新しい西棟の議会機能面積は、**1,700㎡程度**に見直しを図る。

(4) 新しい西棟の各機能に関する諸元

④ 新しい西棟に必要な議会機能の概要

必要な機能	機能の概要	機能の規模
i 議場	<ul style="list-style-type: none"> ◇バリアフリーを基本に、議場および、傍聴席、報道席を整備する。 ◇全員協議会の開催を可能とする仕様とする。 ◇議場のレイアウトのほか、ICT化を含む必要な設備や、市民への開放等については、引き続き市議会特別委員会と協力しながら検討する。 	1,700㎡程度
ii 常任委員会室	<ul style="list-style-type: none"> ◇各常任委員会の4室整備を基本とする。 ◇市民への開放等については、引き続き市議会特別委員会と協力しながら検討する。 	
iii 議員室等	<ul style="list-style-type: none"> ◇議長室、副議長室、および正副議長応接室を整備する。 ◇議員控室、および議員応接室を整備する。 ◇議員控室は、会派数や会派人数の変動にも対応可能な、フレキシブルな構造等を検討する。 ◇議会図書室を整備する。 	
iv 議会事務局	<ul style="list-style-type: none"> ◇議会事務局（議会総務課・議事調査課）執務室、および議会事務局長室を整備する。 	

(4) 新しい西棟の各機能に関する諸元

⑤ 新しい西棟における議会機能の全体規模

議会機能の面積合計（共用部分を除く）	1,700㎡程度
--------------------	----------



共用部分を含めた議会機能全体の規模	新しい西棟の2フロア分 ※議場の構造によっては天井高について検討
-------------------	-------------------------------------

<参考> 前計画の1フロア面積は、1,600~1,800㎡程度（うち4割程度は共用部分）

(4) 新しい西棟の各機能に関する諸元

4 行政機能に関する諸元

① 新しい西棟の行政機能に関する基本的な方針

i 新しい西棟および東棟における適切な執務室の配置

中核市移行に伴い、保健所設置のほか、東棟内においては産業廃棄物処理事務や介護サービス事業者の指定・指導・監督、身体障害者手帳の交付など、県からの事務移譲による組織・職員の拡大に対応し手狭となる一方、東棟配置の現部局に加え、申請手続き等市民サービスの向上を図るため、こども未来部を本庁内に配置できるよう、起債基準に基づく必要面積を参酌しながら、執務室の再配置を進める。

ii 業務の効率性を向上させる、会議室や打合せスペース、作業スペースの配置

市民会館等庁舎外での会議開催や事務作業等を解消し、事務の効率化を図るため、会議室や打合せスペースのほか、一定期間専用使用（予算編成、人事作業、統計調査、税務等発送など）を可能とする作業等スペースの確保を図る。また、スタンディングミーティングの実施等による執務室内の打合せスペース確保の工夫やデジタル会議等、会議開催のあり方を含めた業務改善を併せて検討する。

(4) 新しい西棟の各機能に関する諸元

iii 文書管理の見直し等による保管スペースのあり方検討

中核市移行に伴う保管文書等の増加に対応するため、新しい西棟内に必要最小限の書庫・倉庫を整備しつつ、保存年限を過ぎた文書や必要のない保管備品等の破棄のほか、個人情報管理の対応を含め、ファイリングシステムやデジタル文書化等を積極的に進め、各課における管理文書等の削減に努め、限りある本庁内の書庫・倉庫の利用方法等の見直しを進める。

iv 新しい西棟への会議室機能の集約化

新しい西棟に集約化される会議室等については、土日祝日や平日の夜間など、市が業務で使用しない時間帯は、広く市民へ開放できるようにする。

(4) 新しい西棟の各機能に関する諸元

② 新しい西棟に必要な行政機能の概要

必要な機能	機能の概要	機能の規模
i 会議室等 (※執務室等)	<ul style="list-style-type: none">◇小人数の打合せから、大人数での会議・研修会等、用途に応じた使用ができるよう、可動間仕切り等フレキシブルな構造やレイアウト等を検討する。◇将来的に多様化する行政需要への対応も見据え、そうした際には執務スペースとしての利用も視野に入れた構造等を検討する。	900㎡程度
ii 書庫・倉庫等	<ul style="list-style-type: none">◇利用方法の見直しを進め、必要最小限の書庫・倉庫等を整備する。◇建物内スペースの有効活用を図る観点から、書庫・倉庫は、東棟同様に中2階のスペース等を活用して整備する。◇備蓄倉庫に併設の書庫・倉庫については別途検討する。	(260㎡程度)

(4) 新しい西棟の各機能に関する諸元

③ 新しい西棟における行政機能の全体規模

行政機能の面積合計（共用部分を除く）	900m ² 程度
※書庫・倉庫は中2階等のスペースを活用	(260m ² 程度)



共用部分を含めた行政機能全体の規模	新しい西棟の1フロア分
-------------------	-------------

<参考> 前計画の1フロア面積は、1,600~1,800m²程度（うち4割程度は共用部分）

(4) 新しい西棟の各機能に関する諸元

《参考》 新しい西棟に必要な行政機能面積の試算

①東棟における行政機能（執務室・会議室）の利用可能面積		10,229㎡
※執務室（1～9階）8,688㎡ + 会議室（西棟整備後）1,541㎡ = 10,229㎡		
②本庁舎（東棟・西棟）に必要な行政機能の面積		11,123㎡
i 必要な執務室の面積【現東棟配置部局+こども未来部】 （※起債基準に基づき、R1職員調査より必要面積を試算）	9,381㎡	
ii 配置未定の部局等室の面積 （※代表監査委員室、計量検査所、介護認定審査会室、入札室、厚生ホール）	423㎡	
iii 通常業務に必要な会議室等の面積	1,319㎡	
ア 現在の東棟会議室（4室） 273㎡		
イ 現在の議会委員会室（4室） 357㎡ ウ 市民会館の市専用・高頻度使用室（7室） 689㎡		
合計（i～iii）	11,123㎡	
③新しい西棟に必要な行政機能の面積（東棟に不足する面積）		900㎡
①の面積(10,229㎡)－②の面積(11,123㎡) = △894㎡ ≒ △約900㎡ ⇒ 東棟において不足する約900㎡ = 新しい西棟に必要な行政機能面積		

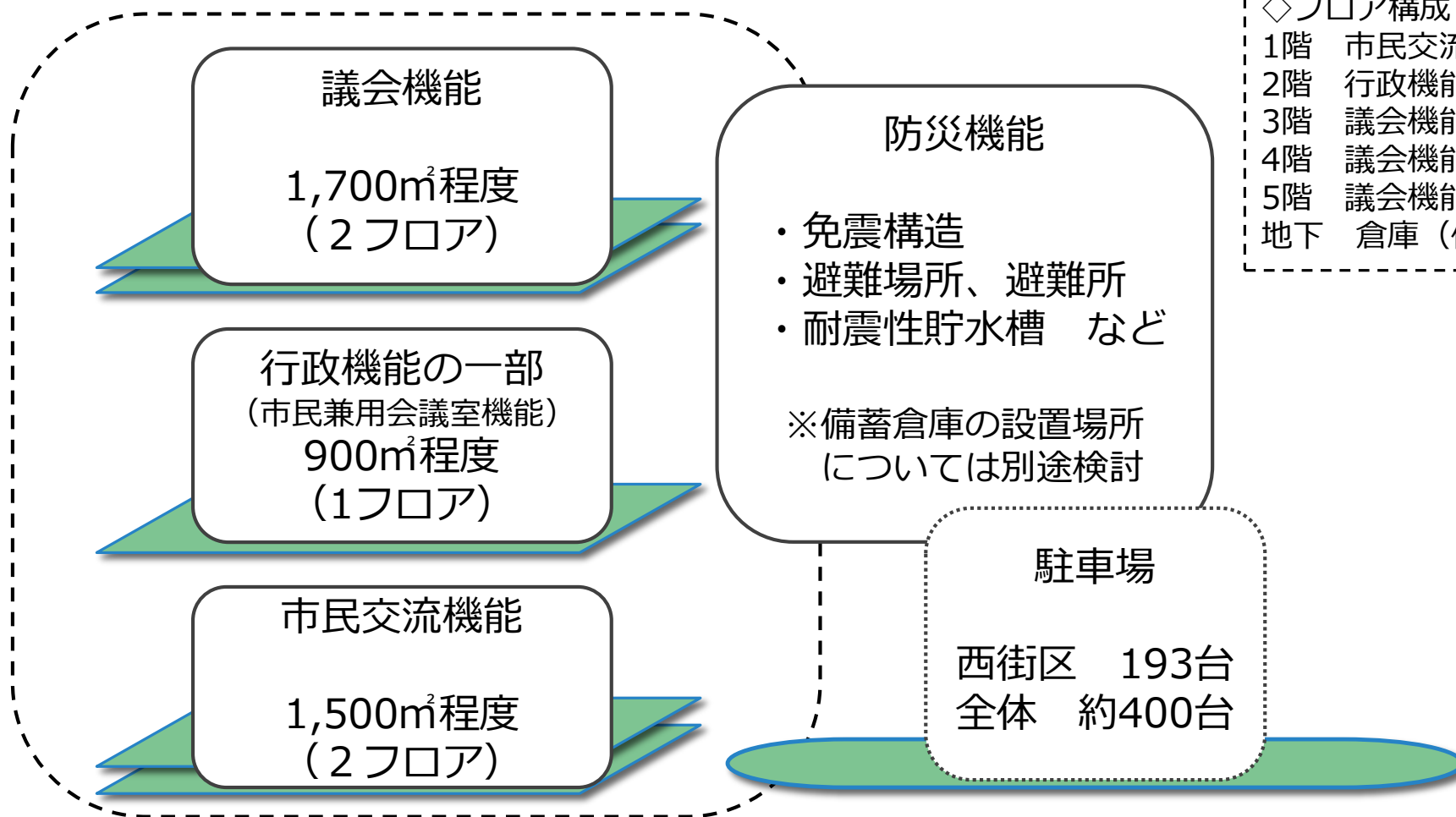
(5) 新しい西棟の整備イメージ

1 新しい西棟の規模（面積・フロア等）

新しい西棟の機能	概ねの機能面積 (※共用部分を除く)	フロア数	概ねの施設面積 (※うち4割程度は共用部分)
市民交流機能	1,500㎡程度	2フロア	3,200～3,600㎡程度
議会機能	1,700㎡程度	2フロア	3,200～3,600㎡程度
行政機能の一部	900㎡程度	1フロア	1,600～1,800㎡程度
合計	4,100㎡程度	5フロア	8,000～9,000㎡程度

(5) 新しい西棟の整備イメージ

2 新しい西棟の機能・規模イメージ



＜参考 前計画時の西棟
(平成20年度実施設計)の概要＞

- ◇延床面積 9,961m²
(地上5階・地下1階) ※地下除く8,206m²
- ◇構造 耐震構造
- ◇フロア構成

1階	市民交流機能 (市民利用施設)
2階	行政機能 (執務室、会議室等)
3階	議会機能 (議会事務局等)
4階	議会機能 (議場、委員会室等)
5階	議会機能 (議場傍聴席、ロビー等)
地下	倉庫 (備蓄倉庫・書庫)

2. 今後の予定

○第7回 福島市役所新しい西棟建設市民懇談会

i 日程 令和2年11月頃

ii 内容（予定）

- ・「基本計画」素案について
- ・市民交流施設の管理・運営について